



## 今号のトピックス

# 今年度末に退職される皆様へ

**組合員証・被扶養者証を  
ご返却ください！**

お問合せ先  
資格担当 (078) 362-3766



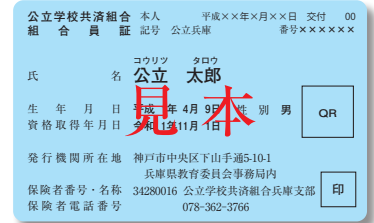
今年度末に共済組合の組合員資格を喪失する方（下表参照）は、速やかに組合員証・被扶養者証を所属所の事務担当者へ返却してください。

### 【資格喪失する方】

- ①退職される方（退職後に引き続き再任用職員等になる方は除く）
- ②異動で加入する共済組合が変わる方（市教委・知事部局・国等）
- ③他支部へ転出する方（公立学校共済組合兵庫支部→他の都道府県支部）

※①②の方は現所属所へ、③の方は転出先の所属所へ返却してください。

ただし、退職後引き続き臨時的任用職員、又は週20時間以上勤務の再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員となる方は、現在お持ちの組合員証等をそのまま使用してください。



- 退職後任意継続組合員（※）になる方には、新しく任意継続組合員証等を交付します。
- 資格喪失後は、現在お持ちの組合員証等は使用できません。医療機関等で組合員証等を使用した場合、共済組合が負担した医療費（7割分）を、後日返還していただくことになります。
- （※）任意継続組合員制度は、加入要件を満たしている短期組合員も加入可能です。

MEMO

## 退職後も受けられる短期給付

お問合せ先  
給付担当 (078) 362-3765

退職後、任意継続組合員とならない場合でも、請求に基づき次の給付が受けられます。

ただし、組合員が退職後、他の組合員資格を取得した場合は給付されません。

※給付事由発生日から**2年間**請求しない場合は、時効により給付が受けられなくなりますのでご注意ください！

給付の種類	給付要件等
傷病手当金	<p>〈1年以上組合員期間がある方のみ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき</li> <li>・傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき</li> </ul> <p>※給付期間は、同一傷病について最大1年6か月です（退職後は、附加給付はありません。）。</p>
出産費	<p>〈1年以上組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）〉</p> <p>退職後6か月以内に出産したとき</p>
出産手当金	<p>〈1年以上組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産手当金の給付期間中に退職したとき</li> <li>・出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき</li> </ul> <p>※給付期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日です。</p>
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき

## 共済組合貸付金

～退職時に貸付金が残っている場合の返済方法～

お問合せ先  
福祉担当 (078) 362-3764

退職時に残っている貸付金の残額（※）を、退職手当から控除しますので**手続は不要です**。なお、1月以降は全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「払込書」を借受人の自宅に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

※未償還元金と利息を合わせた金額です。利息については、ボーナス併用の償還者のみ発生します。

## 退職後も受けられる福祉事業

☎ お問合せ先  
福祉担当 (078) 362-3763

事業名	対象者	事業概要
特定健康診査 特定保健指導	任意継続組合員とその被扶養者（40歳～75歳の誕生日を迎えるまでの方）	生活習慣病に着目した特定健康診査を無料で受けることができる受診券を令和5年7月下旬に発送します。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方については、無料で受けられる特定保健指導をご案内します。
宿泊施設利用 補助券	任意継続組合員とその被扶養者	指定宿泊施設（六甲荘・瑞宝園）での宿泊や飲食の際に任意継続組合員証をご提示いただくことで費用の一部を補助します。
宿泊施設特別 利用者証	組合員期間が1日以上ある退職者全員	令和5年8～9月頃に、公立学校共済組合の宿泊施設が現職組合員と同じ料金で利用可能となる「宿泊施設特別利用者証」を交付します。 （ご家族の方も利用が可能で、有効期限等はありません。） 利用可能な宿泊施設については、「公立共済やすらぎの宿」公式HPをご確認ください。



## 退職に伴う年金手続（短期組合員は対象外）

☎ お問合せ先  
年金班 (078) 362-3767

生年月日	年金支給 開始年齢	退職時手続	手続後
昭和34年4月1日 以前		兵庫支部から 所属所へ退職 手続書類送付 (3月中旬)	〈令和5年8月頃〉 退職に伴う改定後の年金額の送金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	「年金改定請求書」提出 (4/21締切)	〈令和5年9月以降〉 共済組合本部より「年金待機者登録通知書」の 送付*
昭和36年4月2日 以降	65歳	「退職届書」提出 (4/21締切)	〈支給開始年齢到達数か月前〉 共済組合や日本年金機構等から年金請求書の送付

退職予定の一般組合員の方に対して、令和5年3月中旬、所属所あてに年金手続書類（「年金改定請求書」「退職届書」）を送付します。4月21日までに所属所を経由して、兵庫支部年金班へ提出してください。

※「改定請求書」が送付されなかった方は、年金班までご連絡ください。改めて送付します。

※「退職届書」が送付されなかった方は、兵庫支部HPまたは福利厚生事務の手引きの様式を使用して提出してください。



トップページ➡兵庫支部について➡様式ダウンロード➡長期給付に関する様式（年金班）

※上記書類を提出するのは、一般組合員資格を喪失される場合（任意継続組合員になる場合、一般組合員から短期組合員になる場合を含む）です。フルタイム再任用等により、引き続き一般組合員である場合は、提出不要です。

### ～退職改定後の年金額での送金は8月以降です！～

《昭和34年4月1日以前生まれの方（「年金改定請求書」提出）》

「年金改定請求書」を提出することにより、在職停止されていた年金が停止解除され、退職までの期間を算入し、年金額が改定されます。

処理の完了は8月頃となるため、**6月の定期支給（4・5月分）の時点では、在職停止されたままの支給額となります。**  
**処理完了後、遡って年金の支給が行われますので、送金案内のハガキが届くまでお待ちください。**

※組合員資格喪失後、就職され被用者年金制度に加入される方は、引き続き在職停止となります。

### 国民年金への加入手続

国民年金は、20歳から60歳までは加入する必要がありますので、60歳未満で退職した方は、お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金への加入手続が必要です。ただし、再就職先で被用者年金制度に加入される場合は不要です。

また、配偶者の被扶養者（国民年金第3号被保険者）になる場合は、配偶者の勤務先で条件等を確認の上、手続してください。